

佐賀県告示第七十五号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和二十七年佐賀県条例第五十二号)
第八条第二項の規定により、平成二十四年度木材業者及び製材業者を次のとおり変更した。

平成二十四年六月十九日

佐賀県知事

古

川

康

木材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木佐第14号	平成24年6月12日	変更前	佐賀市川副町大字鹿江998番地	川副製材所	代表者 大本 雅通
		変更後	佐賀市北川副町大字光法1606番地 3	〃	〃

製材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐製佐第6号	平成24年6月12日	変更前	佐賀市川副町大字鹿江998番地	川副製材所	代表者 大本 雅通
		変更後	佐賀市北川副町大字光法1606番地 3	〃	〃